

【用語】 蝸—繭のこと 無抛—やむなく、余儀なく 無心—遠慮なく物をねだること 実正—真実で間違いないこと 急度—確かに、必ず、相違なく 違乱—道理を乱す、非難する、不服をいう 奥印—本文の内容を証明・保証するため名主等が奥書におす印 草木原・羽根尾村・立石村—吾妻郡長野原町

【解説】 金銭貸借の証文は、一般に土地集積や金融などに関係したものが多く、この文書は、吾妻郡立石村字草木原で麻・蝸を手作していた奥右衛門（市村家）が羽根尾村の利宗治（唐沢家）から、翌年の麻と蝸の収益金を見込んで金五両を借用した際の証文である。もし麻・蝸が不作で返済ができなかった場合の担保として屋敷と畑地が書き入れられ、土地の売買証文や借用証文に必要な名主の奥印もある。

畑地が多い上野国では換金作物の一つとして麻が各地で栽培されたが、なかでも吾妻地方は古くから産地として知られていた。また、繭は養蚕王国といわれる上野国では農家の副業として発展し、特に利根・吾妻地域は製糸業地帯への原料繭の供給地であった。

江戸時代、生産者と問屋荷主などの間で集荷活動を行っていた在地商人は、集荷を独占的に行うため生産者へ仕入れ代金を前貸しする方法を採ることがあった。この文書の宛先の利宗治は、羽根尾村で質屋を営業していた商人であり、市村家には利宗治へあてた同様の前借り証文が数点残されているので、この前金証文は吾妻麻の集荷の過程で作成された可能性が高い。